

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案

目次

第一章及び第二章（現行のとおり）

第三章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組  
及び公害対策

第一節 自動車環境管理計画書（第二十八条—第三十  
三条）

第一節 自動車から発生する排出ガス及び温室効果ガ

ス対策（第三十三条の二—第五十一条）

第二節 エコドライブ（第五十一条の二—第五十六条）

第四節 燃料規制等（第五十六条の二—第六十二条）

第五節 自動車の騒音及び振動対策（第六十三条—第  
六十七条）

第四章から第七章まで（現行のとおり）

第一条から第二十七条まで（現行のとおり）

第三章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取  
組及び公害対策

目次

第一章及び第二章（略）

第三章 自動車公害対策

第一節 自動車排出ガス対策（第二十八条—第五十一  
条）

第二節 アイドリング・ストップ（第五十二条—第五  
十六条）

第三節 燃料規制（第五十七条—第六十二条）

第四節 自動車の騒音及び振動対策（第六十三条—第  
六十七条）

第四章から第七章まで（略）

第一条から第二十七条まで（略）

第三章 自動車公害対策

## 第一節 自動車環境管理計画書

第二十八条から第三十三条まで (現行のとおり)

## 第一節 自動車排出ガス対策

第二十八条から第三十三条まで (略)

### 第二節 自動車から発生する排出ガス及び温室効果ガス対策

#### (自動車等の使用及び利用の抑制の努力義務)

第三十三条の二 自動車又は法第二条第三項に規定する原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用し、又は利用する者は、事業、日常生活その他の活動において、自動車等の効率的な使用又は利用や公共交通機関への利用転換などにより、自動車等の使用を抑制するよう努めなければならない。

#### (自動車等の使用抑制等の努力義務)

第四十三条 自動車等を使用する者は、事業、日常生活その他の活動において、自動車等の効率的な利用や公共交通機関への利用転換などにより、自動車等の使用を抑制するよう努めなければならない。

#### (低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務)

第三十四条 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスを発生しないか、若しくは排出ガスの発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能（エネルギーの消費量との対比における自動車の性能として規則で定めるものをいう。以下同じ。）が相当程度高いものとして知事が指定する自動車（以下「低公害・低燃費車」という。）又は排出ガスの発生量がより少なく、かつ、燃費性能がより高い自動車等を使用し、又は利用するよう努めなければならない。

#### (低公害車等の使用の努力義務)

第三十四条 自動車又は法第二条第三項に規定する原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用する者は、排出ガスを発生しないか、若しくは排出ガスの発生量が相当程度少ない自動車等（以下「低公害車」という。）又は排出ガスの発生量がより少ない自動車等を使用するよう努めなければならない。

2 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスの発

生量が相当程度大きいものとして知事が指定する自動車を使用し、又は利用しないように努めなければならない。

#### (低公害・低燃費車の導入義務)

**第三十五条** 自動車の使用者（自動車の賃貸等を業とする者にあっては、所有者とする。）のうち規則で定める自動車を規則で定める台数以上事業の用に供する者は、その事業の用に供する自動車の台数に対する低公害・低燃費車（知事が別に定める自動車に限る。）の台数の割合を規則で定める割合以上としなければならない。

#### (勧告)

**第三十六条** 知事は、正当な理由なく、前条の規定に違反して低公害・低燃費車の導入を怠った者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

#### (第三十七条から第四十二条まで) (現行のとおり)

#### (自動車等の適正整備の努力義務)

#### (低公害車の導入義務)

**第三十五条** 自動車の使用者（自動車の賃貸等を業とする者にあっては、所有者とする。）のうち規則で定める自動車を規則で定める台数以上事業の用に供する者は、その事業の用に供する自動車の台数に対する低公害車（知事が別に定める自動車に限る。）の台数の割合を規則で定める割合以上としなければならない。

#### (勧告)

**第三十六条** 知事は、正当な理由なく、前条の規定に違反して低公害車の導入を怠った者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

#### (第三十七条から第四十二条まで) (略)

#### (自動車等の使用抑制等の努力義務)

**第三十六条** 知事は、正当な理由なく、前条の規定に違反して低公害車の導入を怠った者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

**第四十三条** 自動車等を使用する者は、その自動車等を適正に整備することにより、自動車等から発生する排出ガス及び排出する温室効果ガスを最少限度にとどめるよう努めなければならない。

2 | **第四十三条** 自動車等を使用する者は、その自動車等を適正に整備することにより、自動車等から発生する排出ガス及び排出する温室効果ガスを最少限度にとどめるよう努めなければならない。

努めなければならない。

(建設作業機械等を使用する者等の義務)

第四十四条 ブルドーザー等の建設機械、フォークリフト等の産業機械、農耕用トラクター等の農業機械であつて法第四条に基づく自動車としての登録を受けていないものの（以下「建設作業機械等」という。）を使用する者その他建設作業機械等の整備について責任を有する者又は運転者は、建設作業機械等からの排出ガスの発生量及び温室効果ガスの排出の量を可能な限り減少させるよう努めなければならない。

(自動車製造者の開発努力義務)

第四十五条 自動車等を製造する者（以下「自動車製造者」という。）は、低公害・低燃費車の開発に努めなければならぬ。

(低公害・低燃費車の販売実績の報告)

第四十六条 知事は、過去に法第四条に基づく登録を受けていない自動車（以下「新車」という。）の販売を、都内において業とする者（以下「自動車販売者」という。）に対し、低公害・低燃費車のうち知事が別に定める自動車の販売実績について報告を求めることができる。

(自動車販売者による環境情報の説明義務)

第四十七条 自動車販売者は、特定自動車の運行に係る義務、低公害・低燃費車の使用に係る義務その他この章に

ならない。

(建設作業機械等を使用する者等の義務)

第四十四条 ブルドーザー等の建設機械、フォークリフト等の産業機械、農耕用トラクター等の農業機械であつて法第四条に基づく自動車としての登録を受けていないもの（以下「建設作業機械等」という。）を使用する者その他建設作業機械等の整備について責任を有する者又は運転者は、建設作業機械等からの排出ガスの発生量及び温室効果ガスの排出の量を可能な限り減少させるよう努めなければならない。

(自動車製造者の開発努力義務)

第四十五条 自動車等を製造する者（以下「自動車製造者」という。）は、低公害車の開発に努めなければならない。

(低公害車販売実績の報告)

第四十六条 知事は、過去に法第四条に基づく登録を受けていない自動車（以下「新車」という。）の販売を、都内において業とする者（以下「自動車販売者」という。）に対し、低公害車のうち知事が別に定める自動車の販売実績について報告を求めることができる。

(自動車販売者による環境情報の説明義務)

第四十七条 自動車販売者は、特定自動車の運行に係る義務、低公害・低燃費車の使用に係る義務その他この章に規定する

規定する義務の遵守に關し必要な事項及びその販売する新車の排出ガスの量、騒音の大きさ、燃費性能その他規則で定める事項（以下「環境情報」という。）を記載した書面等を、その販売事務所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に對してその書面を交付し、当該新車の環境情報について説明を行わなければならない。

#### 第四十八条から第五十一条まで（現行のとおり）

##### 第三節 エコドライブ

###### （エコドライブの努力義務）

第五十一条の二　自動車等を運転する者は、その自動車等から発生する排出ガス及び排出する温室効果ガスを最少限度にとどめるための適切な運転及び適正な管理（以下「エコドライブ」という。）を行うよう努めなければならぬ。

2　自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車等の運転者に対し、エコドライブを行わせるために適切な措置を講じるよう努めなければならない。

#### 第五十二条から第五十六条まで（現行のとおり）

義務の遵守に關し必要な事項及びその販売する新車の自動車排出ガスの量、騒音の大きさその他規則で定める事項（以下「環境情報」という。）を記載した書面等を、その販売事務所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に對してその書面を交付し、当該新車の環境情報について説明を行わなければならない。

#### 第四十八条から第五十一条まで（略）

##### 第二節 アイドリング・ストップ

#### 第五十二条から第五十六条まで（略）

##### 第四節 燃料規制等

##### 第三節 燃料規制

(温室効果ガスの排出の削減に寄与する燃料の開発等の努力義務)

第五十六条の二　自動車又は建設作業機械等に使用される燃料（以下この条において「自動車等燃料」という。）を製造する者は、適切な原料を使用し、かつ、温室効果ガスの排出の削減に寄与する自動車等燃料（以下「温暖化対策燃料」という。）の開発に努めるとともに、当該温暖化対策燃料を販売する者に対し、当該温暖化対策燃料について、温室効果ガスの削減効果等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2　温暖化対策燃料を販売する者は、当該温暖化対策燃料を購入しようとする者に対し、当該温暖化対策燃料について、温室効果ガスの削減効果等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3　自動車等燃料を使用する者は、温暖化対策燃料を使用するよう努めなければならない。

第五十七条から第六十二条まで　（現行のとおり）

第五十七条から第六十二条まで　（略）

第五節　自動車の騒音及び振動対策

第六十三条から第一百六十五条まで　（現行のとおり）

第四節　自動車の騒音及び振動対策

第六十三条から第一百六十五条まで　（略）

附 則　（現行のとおり）

附 則　（略）

別表第一から別表第六まで (現行のとおり)

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準 (第六  
十八条関係)

一から三まで (現行のとおり)

四 汚水

(一)及び(二) (現行のとおり)

(三) 窒素含有量及び燐含有量に係る基準

ア 工場に係る基準

備考

一 (現行のとおり)

二 工場に係る業種の区分は、統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第九項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に基づく分類による。

三 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

五から七まで (現行のとおり)

別表第八から別表第十三まで (現行のとおり)

別表第一から別表第六まで (略)

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準 (第六  
十八条関係)

一から三まで (略)

四 汚水

(一)及び(二) (略)

(三) 窒素含有量及び燐含有量に係る基準

ア 工場に係る基準

備考

一 (略)

二 工場に係る業種の区分は、総務省統計局統計基準部作成の「日本標準産業分類(平成五年十月改訂)」に基づく分類による。

三 (略)

イ (略)

五から七まで (略)

別表第八から別表第十三まで (略)